

農業経営基盤強化準備金制度とは？

農業者戸別所得補償制度等の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取組を支援します。

(特例措置の内容)

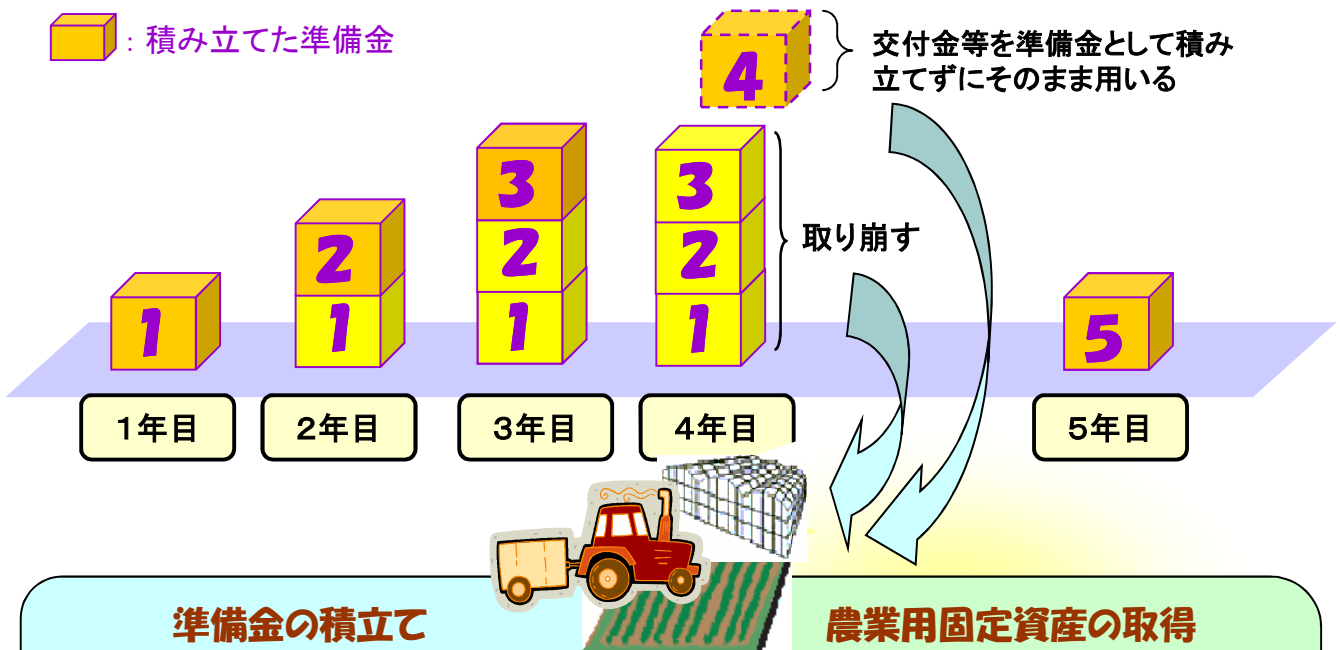
- 農業者が、農業者戸別所得補償制度などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積立てない交付金等は、課税対象)

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金等の額

交付金等を投資に振り向け、経営発展!

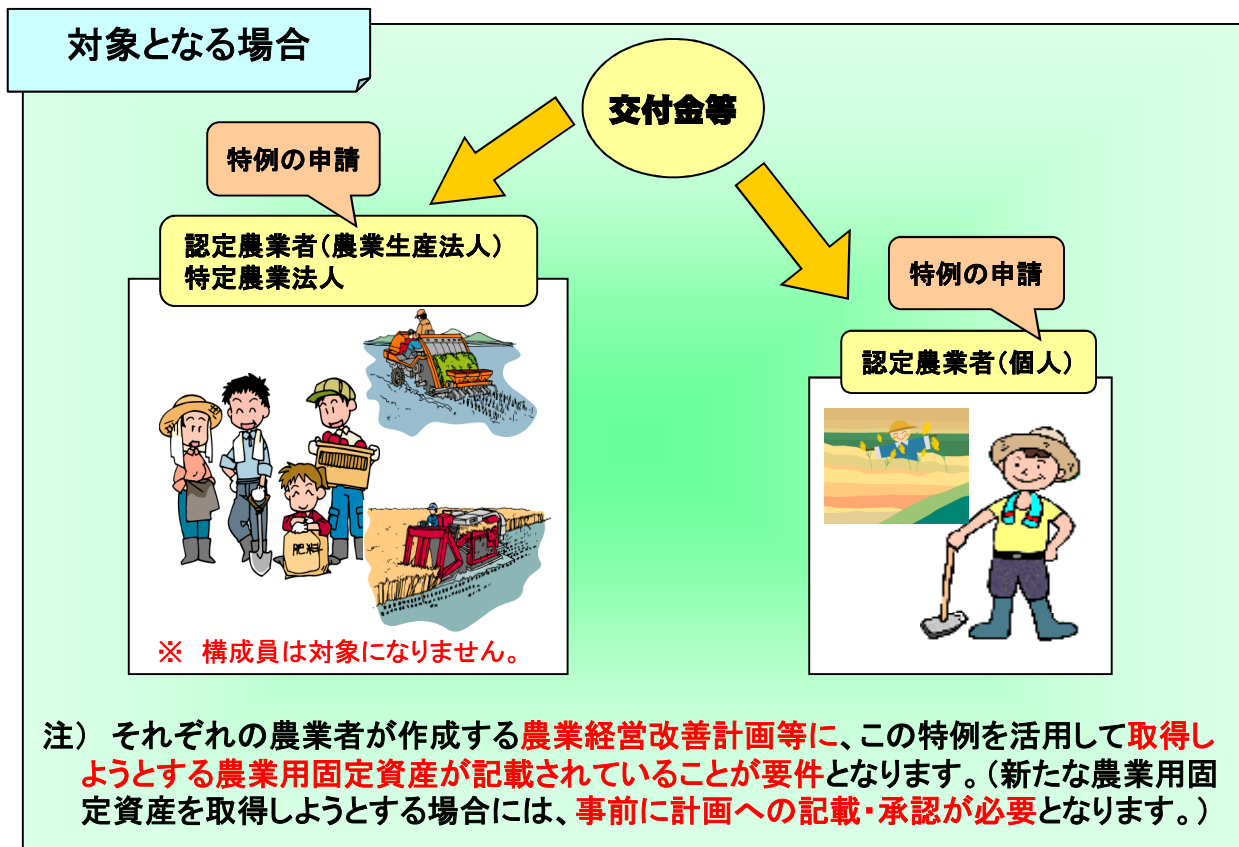
注: 積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。

特例の対象となる農業者・計画

- 認定農業者(個人・農業生産法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 特定農業法人(認定農業者を除く) ⇔ 農業経営改善計画と同様の計画



交付金等の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う農業者が対象です。



対象となる交付金等

(平成23年度予算)

- 農業者戸別所得補償制度の交付金
 - ・畑作物の所得補償交付金
 - ・水田活用の所得補償交付金
 - ・米の所得補償交付金
 - ・米価変動補てん交付金
 - ・加算措置(規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算)
- 環境保全型農業直接支援対策の交付金
 - ・環境保全型農業直接支援対策交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。)
- 水田・畑作経営所得安定対策の交付金
 - ・収入減少影響緩和交付金

対象となる農業用固定資産

準備金制度を活用できる農業用の固定資産は、農用地と農業用の機械その他の減価償却資産です。

- 農用地
 - 農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地
[基盤法第4条第1項第1号]
- 農業用の機械その他の減価償却資産
 - 農業用の構築物と農業用設備(機械及び装置)など [耐用年数省令の区分によります。]
 - (例) 果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米器、飼料裁断機など

注) 建物、建物附属設備、車両及び運搬具などは、対象となりません。中古品も対象となりません。

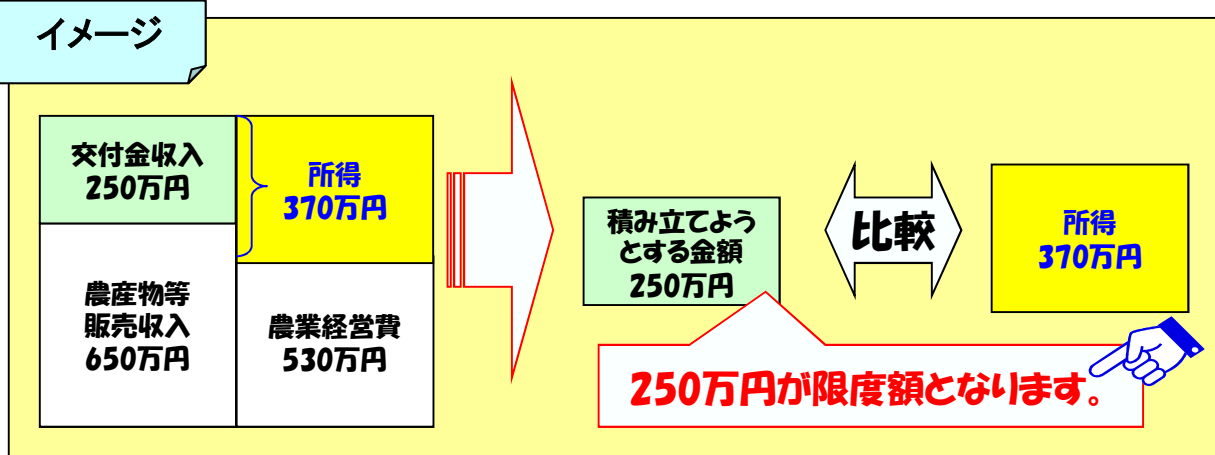
必要経費(損金)算入限度額

(1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

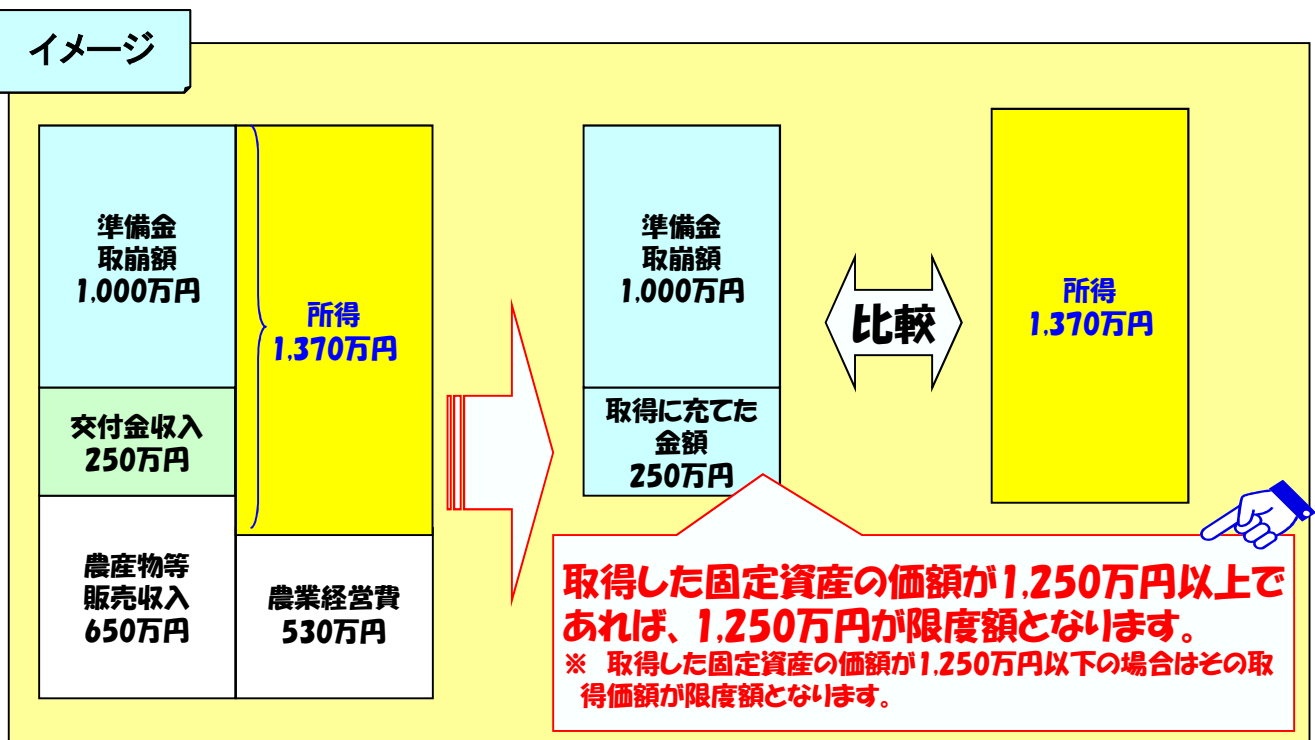


(2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ



農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

認定農業者
農林さんの場合

(所有水田:6.0ha, 転作率1/3
(米:4.0ha, 麦2.0ha, 大豆2.0ha))

(単位:万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額A (B+C)	900	900
うち農産物販売額B	650	650
うち交付金等収入額C	250	250
必要経費金額D (E+F)	780	530
うち農業経営費等E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額F	250	0
課税対象所得金額G (A-D)	120	370
税額 (G×12%※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

積み立てた準備金の取崩額1,000万円とその年に受領した交付金等250万円を用いて、1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

5年以内に積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産を取得しなかった場合

取得した農業用
固定資産
1,500万円

固定資産の 帳簿価額 250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円
必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	

収入(益金)
1年目に積み立てた
準備金の取崩額
250万円

1年目に積み立てた準備金250万円は6年目に取崩し収入(益金)として課税対象

30万円の納税
(250万円×12%)

取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の※1参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金等の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺

農業経営基盤強化準備金の活用により更なる投資促進!!

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

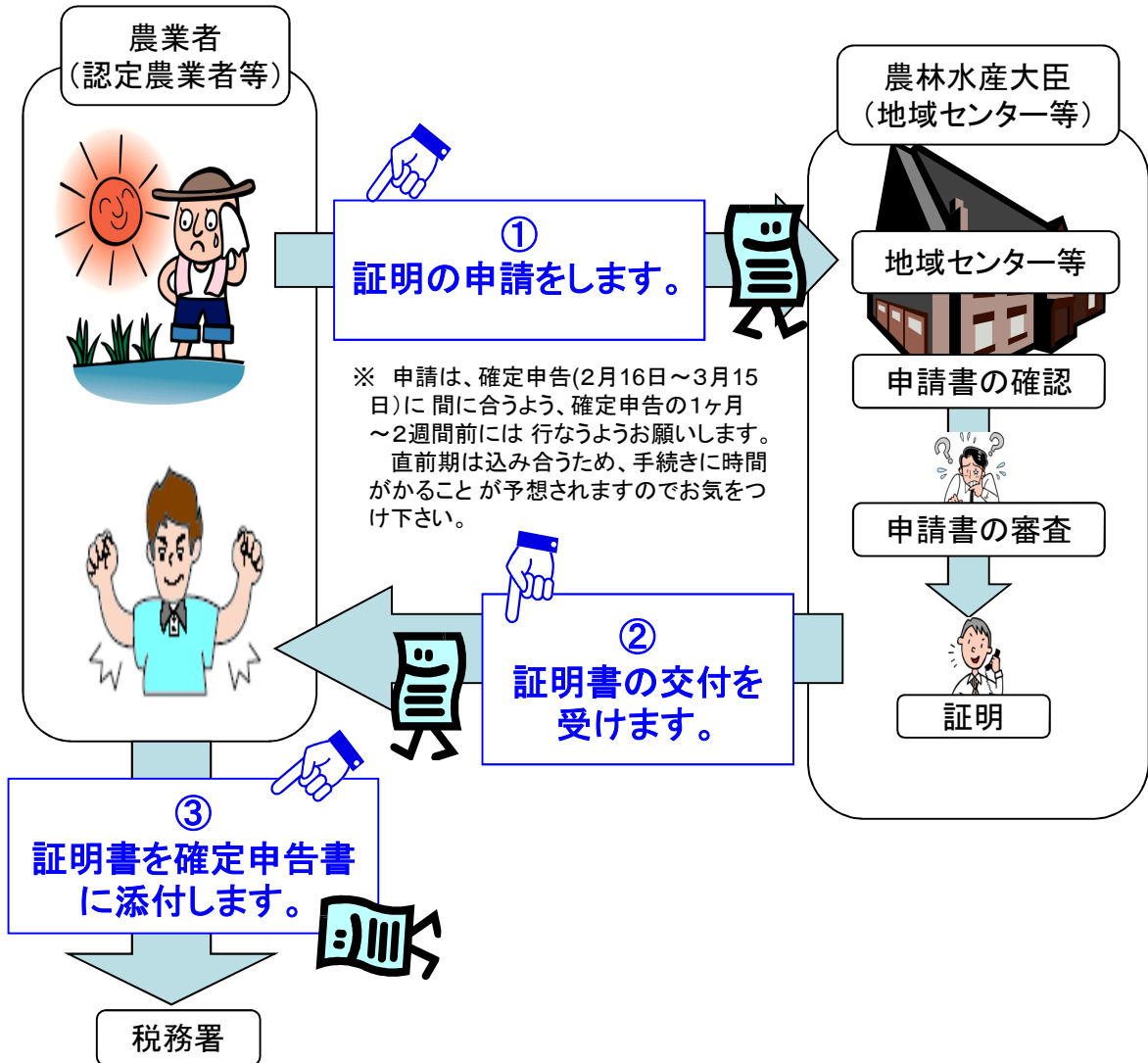
農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
交付金等を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金等収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤 強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化 準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、不明な点があればお気軽に各地方農政局の地域センター等にお問い合わせ下さい。



積立時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金等の交付決定通知書等の写し
(P2左下の各交付金等に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表(2年目以降、前年の確定申告書の控用の写)

取得時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金等の交付決定通知書等の写し
(P2左下の各交付金等に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表(準備金を充当する場合)
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等